

津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業補助金交付要綱

(令和 5 年 6 月 30 日告示甲第 24 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市への移住・定住、地元就職の促進及び有用な人材確保並びに大分県立津久見高等学校(以下「津久見高校」という。)への進学率の向上並びに奨学金の返還負担のため進学を断念する若者への修学奨励等を図るため、大学等に在学した期間中に奨学金の貸与を受けた者が行う、就労後の奨学金の返還に要する費用の一部を補助することについて、津久見市補助金等交付規則(昭和 39 年規則第 9 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める大学、大学院、短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)、高等専門学校及び専修学校専門課程(職業実践専門課程を含む。)をいう。
- (2) 奨学金 次に掲げるものをいう。
 - ア 津久見市奨学資金に関する条例(昭和 34 年条例第 28 号)第 4 条第 1 項の規定により貸与する奨学資金
 - イ 公益財団法人大分県奨学会が貸与する奨学金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)第 14 条第 1 項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める奨学金
- (3) 事業所等 事業を営む個人、法人又はその他の団体をいう。
- (4) 正規雇用者 事業者等と期間の定めのない雇用契約書等を締結し、給与、福利厚生、勤務時間等の条件が他の従業者と同程度である者をいい、配置換えになったにすぎない者、代表権を有する法人役員及び短時間労働者の雇用管理の改善等の法律(平成 5 年法律第 76 号)第 2 条に規定する短時間労働者を含まないものとする。
- (5) 津久見市出身者 満 18 歳に到達する年度の末日までの間、6 年間以上本市に住所を有した者をいう。
- (6) 移住者 令和 5 年 4 月 1 日(以下「基準日」という。)以降に市外の市区町村から転入し、かつ、本市へ生活の拠点を移す者をいい、転勤、出向等職務上による一時的な転入及び第 7 条の規定により認定の申請をした日(以下「認定申請日」という。)の前日から起算して前 1 年間に市内に住所を有していた者を除く。
- (7) 事業対象者 第 7 条第 2 項の認定を受けた者をいう。

(認定の要件)

第3条 第7条第2項の認定を受けることができる者は、次の各号の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 大学等に在学した期間中に奨学金の貸与を受けた者であって、遅滞なく奨学金の返還を行っている者又は行う予定がある者で、第7条第1項の認定の申請の日の属する年度当初から起算して奨学金の返還期間が1年以上ある者
 - (2) 本市に住所を有する者であって、原則として第7条第2項の規定による事業対象者の認定を受けた日の属する年度から起算して11の年度を超える期間（奨学資金の返還が10の年度より短い場合は、認定を受けた日から奨学資金の返還が終了する日が属する年度までの期間）において継続して本市に居住する意思のある者
 - (3) 基準日以降に市内外の事業所等で新たに正規雇用者として雇用された者又は市内で新たに法人を設立した者若しくは市内で新たに事業を開始した個人事業主（新たに法人等を設立する場合は、津久見市企業立地促進条例(平成30年条例第21号)第2条第1項第1号に定義する業種を営む場合に限る。）。ただし、基準日以前に通算1年間以上市内外の事業所等に正規雇用者として雇用されていた者を除く。
 - (4) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項に規定する地方公務員でない者
 - (5) 市税等に滞納がない者(市外の市区町村から本市に住所を移す予定の者は、前住地のものも含む。)
 - (6) 奨学金の返還について他の助成等を受けていない者
 - (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)でない者又は暴力団員と密接な関係を持たない者
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営んでいない者
- 2 前項第3号ただし書きの規定にかかわらず、次に掲げる者は、同号の要件を満たすものとする。
- (1) 基準日以降に、市長が別に定めるところにより行う保育士等又は介護従事者等に係る就職奨励事業の対象となる者
 - (2) 移住者
- 3 事業対象者のうち、津久見市出身者又は津久見高校を卒業した者を第1号事業対象者とし、それ以外の者を第2号事業対象者とする。
- (補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、基準日以降に返還する奨学金であって、次項に定める期間内の1の年度に返還す

る奨学金の額とする。ただし、第7条第1項第2号に掲げる返還計画によらない繰り上げ償還する金額を除く。

- 2 補助金を交付する期間（以下「補助対象期間」という。）は、第7条第2項の規定による事業対象者の認定の属する日の翌年度から起算して10の年度（認定の属する日の翌年度から起算して奨学金の返還の期間が10の年度より短い期間はその期間）とする。

（補助金の交付等）

第5条市長は、事業対象者に対して、補助金を交付することができる。

- 2 事業対象者に対する1の年度の補助金の額は、第1号事業対象者にあつては補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、第2号事業対象者にあつては補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 3 事業対象者に対する1の年度の補助金の上限額は、第1号事業対象者にあつては10万円とし、第2号事業対象者にあつては5万円とする。
- 4 事業対象者に対する補助対象期間における補助金の上限額は、第1号事業対象者にあつては100万円とし、第2号事業対象者にあつては50万円とする。

（支払い）

第6条 補助金の支払いは、次条の規定による認定を受けた年度後、毎年度の事業対象者の交付申請及び請求に基づき、都度支払うものとする。

（事業対象者の認定）

第7条 次項の認定を受けようとする者は、津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業認定申請書(第1号様式)に次に掲げる必要な書類を添えて、原則、10月末までに市長に申請しなければならない。ただし、当該締切日後に新たに要件を満たすことになった者については、この限りではない。

- (1) 大学等を卒業、修了したことを確認することができる書類の写し
 - (2) 奨学金の貸与及び返還計画を確認することができる書類の写し
 - (3) 就労証明書(第2号様式)及び事業所等との雇用契約等を確認することができる書類の写し
 - (4) 設立した法人及び事業所を確認することができる定款、商業登記簿謄本の写し又はこれにかわる書類の写し
 - (5) 住民票の写し及び市税等の滞納がないことを証明することができる書類
 - (6) 津久見高校を卒業したことを確認することができる書類の写し
 - (7) 誓約書兼承諾書(第3号様式)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を審査し、第3条第1項に掲げる要件を満たすと認めるときは、事業対象者として認定し、津久見市地方創生人材奨学

資金返還支援事業認定決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により通知があった事業対象者で補助金の交付を受けようとする者は、津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業補助金交付申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、原則、毎年6月末までに市長に申請しなければならない。

- (1) 津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業認定決定通知書の写し
- (2) 前年度の奨学金の返還実績を確認することができる預金通帳等の写し
- (3) 就労証明書及び事業所等との雇用契約等を確認することができる書類の写し
- (4) 設立した法人及び事業所を確認することができる定款、商業登記簿謄本の写し又はこれにかわる書類の写し
- (5) 住民票の写し及び市税等の滞納がないことを証明することができる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を審査し補助金の交付を適当と決定したときは、津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業補助金交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定は、予算の範囲内において行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による決定に必要な条件を付することができるものとする。

(変更の申請)

第9条 事業対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業認定変更申請書(第7号様式)に必要な書類を添えて遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 市外に転出するとき。
- (2) 氏名、就労状況等に変更があったとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の交付請求)

第10条 第8条第2項の規定による交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業補助金交付請求書(第8号様式)により、交付決定を受けてから、おおむね1月以内に市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、事業対象者が次の要件に該当するときは、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の報告をした場合

(2) 認定を受けた者が、津久見市での居住期間が5年を経過する前に転出した場合（補助対象期間が5年未満の場合は、その年数）

(3) 認定を受けた者が、津久見市での居住期間が5年を経過する前に第3条第1項に掲げる要件を欠いた場合

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。